

# 令和8年度 税制改正に関する要望

令和 7 年 6 月 27 日

一般社団法人 全国建設業協会

## 令和8年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 今 井 雅 則

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域建設業を取り巻く環境は、近年の資材価格の高騰や人件費の上昇により、実質建設投資額や発注件数が減少傾向にあります。工事量の減少による受注機会の縮小は、競争激化による失注や安値受注などを誘発し、企業の経営基盤に大きな影響を与えます。

また、気候変動の影響により近年頻発化・激甚化している豪雨や台風、豪雪等の災害が、昨年も全国各地で発生し、今後、発生が予想されている南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震への備えの必要性など、防災・減災、国土強靱化の重要性は益々増大しています。

このような、災害に屈しない強靱な国土づくりを担う地域建設業は、国民生活や社会経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的使命を長年にわたり果たしてきました。

地域建設業がその社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の延長・改善要望
- ・運用、手続等の改善要望

につき、令和8年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

# 要望事項 目次

## I 租税特別措置等の延長・改善要望

1. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置  
の延長 . . . 1
2. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ等 . . . 1
3. 地方拠点強化税制の延長 . . . 1
4. 試験研究を行った場合の上乗税額控除の延長  
(中小企業技術基盤強化税制) . . . 2
5. 非上場企業等の事業承継税制及び特例承継計画の提出期限の延長 . . . 2
6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長 . . . 2
7. インボイス制度に係る2割特例制度の延長 . . . 3
8. 相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した  
者に対する利子税免除措置の延長 . . . 3
9. 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する建設工事の  
請負に関する契約書に係る印紙税の課税免除措置の延長 . . . 3
10. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等 . . . 4

## II 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所等について、法人住民税及び  
事業税における「事務所・事業所」からの除外 . . . 4

# I 租税特別措置等の延長・改善要望

## 1. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長

中小建設企業は経営基盤が脆弱であるため、当該特例措置は業績の低迷時における企業経営の下支えとなっている。また、中小企業の経営力は大企業と比較し質量ともに不足し、好不況に左右されるため、年度における欠損を解消することにより経営を軌道に乗せ、事業の継続を図るためには一定程度のセーフティネットが不可欠である。

そのため、欠損金が生じた前年度に納付した法人税から欠損金の分だけ還付を受けることができる欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置を恒久的な制度としていただきたい。また、恒久的な制度が難しい場合においては、当該特例措置を延長していただきたい。

## 2. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ等

昨今、建設業界では担い手不足や働き方改革に対応するために生産性の向上を目的として IT 機器等の導入及び利活用が積極的に図られている。

IT 機器等は、近年の物価高騰により、その取得価額の全額が 10 万円を超えることも多いため、実態に即して取得価額の全額が損金算入できる減価償却資産の限度額を 10 万円未満から 30 万円未満まで引き上げていただきたい。

また、この引上げが難しい場合においても、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置（取得価額 30 万円未満）の延長及び年間限度額の引上げ（合計 300 万円以下→合計 500 万円以下）をしていただきたい。

## 3. 地方拠点強化税制の延長

地域建設業は、地域経済と雇用を下支えする基幹産業として地域の社会資本の整備を担うとともに、災害発生時には最前線で活動する安全・安心の地域の守り手である。昨今の社会情勢から、地方の中小建設企業の経営環境は厳しさを増しており、地方拠点強化税制（本社機能の地方移転や地方での拡充を行う場合にオフィス減税（特別償却又は税額控除）や雇用促進税制（税額控除）の適用ができる税制）を延長していただきたい。

#### 4. 試験研究を行った場合の上乗税額控除の延長 (中小企業技術基盤強化税制)

中小建設企業が、生産性向上や働き方改革のために、ICT 技術の導入等を進めるためには、研究開発による技術基盤の整備が必要であるが、中小建設企業は、経営基盤が脆弱であるため、研究開発費への投資が厳しい状況にある。

中小建設企業の積極的な研究開発を促すために、中小企業技術基盤強化税制のうち、令和 8 年 3 月 31 日までとなっている、控除上限 25%の上乗せ控除（試験研究費割合が 10%超の場合、25%に控除上限を最大 10%上乗せ等）の期限を延長していただきたい。

#### 5. 非上場企業等の事業承継税制及び特例承継計画の提出期限の延長

中小建設企業の円滑な事業承継を支援するための法人版事業承継税制については、平成 30 年度に拡充され、現在令和 9 年 12 月末までの特例措置とされている。特例措置を利用するためには、特例承継計画を令和 8 年 3 月末まで提出する必要があるが、建設業が抱える高齢化や後継者不足等の問題が常態化している中、中小建設企業の安定的な成長による地域経済と雇用を維持していくためにも、事業継続を前提とした相続税・贈与税非課税措置を恒久的に制定していただきたい。また、制定が難しい場合においては、当該特例措置及び特例承継計画の提出期限を延長していただきたい。

また、当該特例措置は事業承継後の継続要件が課せられ、満たすべき要件や取消事由が多く、都道府県・税務署へ定期的な継続届出書の提出も必要となるため、適用を躊躇する要因となっている。事業承継をより円滑に進めるためにも、適用要件の緩和や、書類提出等、手続きの簡素化をしていただきたい。

#### 6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

住宅取得の活性化は、都市部・地方部を問わず内需の拡大に繋がるものであり、また、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて良質な住宅の建設を促進するためにも、必要である。

このため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置（一般住宅 3 年間 1/2、マンション 5 年間 1/2）を延長していただきたい。

## 7. インボイス制度に係る 2 割特例制度の延長

令和 5 年 10 月よりインボイス制度が開始されたが、建設業は専門性の高い工事も多く、その特殊性や人手不足により代替となる取引先が無く、免税事業者であっても取引を継続せざるを得ないため、中小建設企業の経営上の負担となっている。このため、令和 8 年 9 月 30 日までとなっている、免税事業者からインボイス発行事業者となる小規模事業者に対して、3 年間納付税額を売上げに係る消費税額の 2 割とすることができる負担軽減措置の延長をしていただきたい。

## 8. 相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税免除措置の延長

災害復興の加速、国土強靱化に資する緊急輸送道路の再構築等の各種公共事業を推進する上で、前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業の用に供するために譲渡した場合に、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する特別措置を延長していただきたい。

## 9. 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の課税免除措置の延長

平成 23 年の東日本大震災では、尊い国民の生命と財産に甚大な被害が発生した。このことから、東日本大震災の被害者が滅失等した建物の代替建物を取得する場合等に作成する建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税を、課税免除とする特例措置が創設されたが、令和 8 年度末に適用期限が到来する。

しかし、昨今の激甚化・頻発化する災害、新型コロナウイルス感染症の影響等により、現在も復旧を要する建物が多くあり、東日本大震災による避難者数は、令和 7 年 5 月 1 日時点で約 2 万 7 千人にのぼる。このことから、今後も本特例措置の必要性が見込まれるため、期限を延長していただきたい。

## 10. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃等

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は非課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、工事請負契約書に係る印紙税を撤廃していただきたい。また、撤廃が難しい場合においては、軽減措置の対象外である 100 万円以下の請負契約を非課税対象（現行 1 万円未満）としていただきたい。

## II 運用・手続等の改善要望

### 1. 建設現場における仮設現場事務所等について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

建設現場における現場事務所や資機材置場等の仮小屋は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設物であり、建築基準法上も建築確認申請、その他同法の主要規定において、事務所には適合せず、遵守義務が不要とされていることから、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の範囲に入らないとされている、一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所について、「2、3 か月程度」と限定している運用を「1 年程度」まで延ばすこととしていただきたい。